

小委員会の設置について(案)

1 背景

食料・農業・農村基本計画の見直しに併せ、今後10年先を見通し、我が国果樹農業の向かうべき基本的な方向を明らかにするため、果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。おおむね5年ごとに策定）について、平成27年度を目標とする新たな基本方針を策定することとし、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会（以下「果樹部会」という。）において検討を開始。

（現行の基本方針は平成22年度を目標とし、平成12年4月に策定）

2 小委員会の設置

(1) 基本方針の策定において、果樹農業についての幅広い議論が行うため、食料・農業・農村政策審議会議事規則10条に基づき、果樹部会の下に「果樹農業振興基本方針の策定に関する小委員会」（構成メンバーは専門委員）を設置し、果樹部会より付託された事項について議論を行う。

なお、果樹部会においては、小委員会より審議結果についての報告を受けるとともに、その報告を踏まえた論点整理等を行う。

※ 食料・農業・農村政策審議会議事規則10条

「分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる」

(2) 前回の検討経緯等を踏まえ、「産地・経営小委員会」、「需給小委員会」の2つの小委員会を設置する。